

第37期定時株主総会招集ご通知に際しての インターネット開示事項

事業報告の業務の適正を確保するための体制及びその運用状況の概要

連結計算書類の連結注記表

計算書類の個別注記表

(2020年4月1日から2021年3月31日まで)

K D D I 株 式 会 社

「事業報告の業務の適正を確保するための体制及びその運用状況の概要」、「連結計算書類の連結注記表」及び「計算書類の個別注記表」につきましては、法令及び定款第17条の規定に基づき、当社ウェブサイトに掲載することにより株主の皆さまに提供しております。

(<https://www.kddi.com/corporate/ir/stock-rating/meeting/20210623/>)

なお、「事業報告の業務の適正を確保するための体制及びその運用状況の概要」は、監査報告の作成に際して、監査役が監査をした事業報告の一部であります。また、「連結計算書類の連結注記表」及び「計算書類の個別注記表」は、監査報告の作成に際して、監査役及び会計監査人が監査をした連結計算書類及び計算書類の一部であります。

5. 業務の適正を確保するための体制及びその運用状況の概要

業務の適正を確保するための体制

当社は、会社法第362条第5項の規定に基づき「内部統制システム構築の基本方針」を取締役会にて決議、対外的に公表し、会社業務の執行の公正性、透明性及び効率性を確保するとともに、企業クオリティを向上すべく、実効性のある内部統制システムの整備を図っております。

1 コーポレート・ガバナンス

(1) 取締役会

取締役会は、社外取締役を含む取締役で構成し、取締役会規則及び取締役会付議基準に基づき、法令等に定める重要事項及び経営計画等の決定を行うとともに、取締役等の適正な職務執行が図られるよう監督する。

取締役の職務執行に係る情報については、社内規程に従い適切に保存及び管理を行う。

(2) 業務執行体制

①執行役員制度により権限の委譲と責任体制の明確化を図り、有効かつ効率的に業務を遂行する。

②取締役会付議事項の他、業務執行に係る重要事項については、取締役、執行役員等にて構成される経営会議において、経営会議規程に基づき審議し、決定する。

(3) 監査役の職務遂行の実効性を確保するための体制

①監査役が取締役会に出席する他、社内主要会議に出席するとともに、重要な会議の議事録、稟議書、契約書等を閲覧することができる措置を講じる。

②取締役及び従業員、子会社の取締役等並びに内部監査部門は、監査役の職務遂行に必要な情報を適宜・適時に監査役に報告する他、当社及び子会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を発見した場合は直ちに監査役に報告する。また、取締役及び従業員、子会社の取締役等並びに内部監査部門は、監査役と意見交換を行い、連携を図る。

③監査役の職務を補助するための監査役室を設置し、専任の従業員を配置する。当該従業員に対する指揮命令権は各監査役に属するものとし、その人事については、事前に監査役会又は監査役会の定める常勤監査役の同意を得る。

④監査役に対する報告を行ったことにより、報告を行った者が不利益を被らない措置を講じる。

⑤監査役が職務を遂行可能とするために必要な費用については前払を含めてその支払いに応じる。

2 コンプライアンス

(1) 全ての取締役及び従業員は、遵守すべき基本原則を掲げた「KDDI行動指針」に基づき、常に高い倫理観を維持し、適正な職務の執行を図る。

(2) 反社会的勢力に対しては毅然とした対応を取り、一切の関係遮断に取り組む。

(3) KDDIグループの企業倫理に係る会議体において、KDDIグループ各社の重大な法令違反、その他コンプライアンスに係わる問題、事故の早期発見・対処に取り組む。

(4) 社内外に設置されているコンプライアンスに係る内部通報制度の適切な運用を図る。

(5) 社内外研修、社内の啓発活動等により、コンプライアンスの理解と意識向上に努める。

3 経営目標を適正かつ効率的に達成するためのリスク管理

(1) 取締役等で構成される経営戦略等に係る会議体において、KDDIグループの持続的な成長を図るべく、ビジネスリスクの分析及び事業の優先順位付けを厳正に行い、適切な経営戦略や経営計画を策定する。その実現のため、業績管理に係る会議体において、月次でビジネスリスクを監視し、業績管理の徹底を図る。

(2) 各部門に「内部統制責任者」を設置し、経営目標を適正かつ効率的に達成するためのリスク管理を自律的に推進する。

①リスク情報を定期的に洗い出しこれを一元的に管理するリスク管理部門を中核とし、全ての部門、取締役及び従業員が連携して、社内関連規程に基づき、KDDIグループのリスクを適切に管理し、経営目標の適正かつ効率的な達成に取り組む。

②会社事業に重大かつ長期にわたり影響を与える事項については、事業へのリスクを可能な限り低減するための対応策を検討し、策定する。

③財務報告に係る内部統制については、金融商品取引法に基づく内部統制報告制度に従い、連結ベースで全社的な内部統制の状況や重要な業務プロセスについて、文書化、評価及び改善を行い、財務報告の信頼性の一層の向上を図る。

- ④業務の有効性・効率性の向上や資産の適正な取得・保管・処分等、KDDIグループの業務品質向上のために必要な体制の整備、充実を図る。
- (3) 電気通信事業者として、以下の取り組みを行う。

①通信の秘密の保護

通信の秘密は、これを保護することがKDDIグループの企業経営の根幹であり、これを厳守する。

②情報セキュリティ

お客さま情報等の漏洩の防止、電気通信サービス用ネットワークへのサイバーテロの防護など会社の全情報資産の管理については、情報セキュリティに関する会議体等において、その施策を策定し、取締役及び従業員が連携して情報セキュリティの確保を図る。

③災害時等におけるネットワーク及びサービスの復旧

重大な事故・障害、大規模災害等による通信サービスの停止、中断等のリスクを可能な限り低減するため事業継続計画（BCP）を策定し、ネットワークの信頼性向上とサービス停止の防止施策を実施する。

非常災害発生時等には、迅速な復旧等のため、可及的速やかに対策本部を設置して対応にあたる。

4 ステークホルダーとの協働に係る取り組み

- (1) 全社を挙げての以下の活動取り組みにより、KDDIグループの活動全体に対する支持と信頼を獲得し、お客さま満足度の向上と顧客基盤の強化・拡大を達成する。
- ①お客さまニーズや苦情への迅速かつ適切な対応により、お客さまの体験価値の向上を目指すCX（Customer Experience）活動に取り組む。
- ②諸法令を遵守し、お客さまに安心、安全で高品質な製品・サービスを提供するとともに、製品・サービスの提供にあたっては、お客さまが適切に製品・サービスを選択し利用できるよう、わかりやすい情報の提供と適正な表示を行う。
- (2) 全てのステークホルダーから理解と信頼を得るため、KDDIグループの経営の透明性を確保し、KDDIグループの広報・IR活動のさらなる充実に努める。
- (3) KDDIグループを取り巻くビジネスリスクについては、情報開示に係る会議体において、公正に洗い出し、適時、適正に開示する。さらにKDDIグループの社会的責任に係る事項について、環境への取

り組みや社会的貢献等を含め、サステナビリティを推進する部門を中心に、サステナビリティレポートを作成し、開示する。

5 企業集団における業務の適正を確保するための体制

- (1) 子会社での業務の適正を確保するため子会社管理に関する規程を定め、以下の体制を整備する。
- ①子会社毎に当該子会社の管理を主管する出資先管理部門及び子会社横断での統括管理部門を定め、子会社に対する管理及び支援体制を確立する。
- ②子会社に派遣する取締役、監査役及びその他従業員に係る子会社管理上の役割を定め、子会社ガバナンスの実効性を確保する。
- ③子会社の重要な意思決定事項に関し、当社の取締役会及び経営会議等での承認対象項目及び手順を定め、子会社の管理体制を確立する。
- ④子会社に対する報告対象項目及び手続きを定め、子会社との連携体制を確立する。
- (2) 各子会社にはKDDIグループとしての「内部統制責任者」を設置し、各子会社での業務の適正を確保するとともにリスクの適切な管理及び低減策を推進し、経営目標の適正かつ効率的な達成に取り組む。
- (3) 各子会社の企業倫理に係る会議体を通じて、子会社の重大な法令違反、その他コンプライアンスに係わる問題、事故の早期発見・対処に取り組むとともに、各子会社に内部通報制度を導入し、適切に運用する。
- また、「KDDI行動指針」に基づき、子会社の取締役及び全従業員が常に高い倫理観を維持し、適正な職務の執行を図る体制の確保を推進する。

6 内部監査

KDDIグループの業務全般を対象に内部監査を実施し、内部統制体制の適切性や有効性を定期的に検証する。内部監査結果は、問題点の改善・是正に関する提言を付して代表取締役社長に報告する他、監査役に報告を行う。

業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社は、会社法第362条第5項の規定に基づき取締役会にて決議・公表した「内部統制システム構築の基本方針」により、会社業務の執行の公正性、透明性及び効率性を確保するとともに、企業クオリティの向上に努めております。

1 コーポレート・ガバナンス

(1) 取締役会

当社では、取締役会規則及び取締役会付議基準に基づき取締役会を開催しております。

2020年度においては11回の取締役会を開催し、法令等に定める重要事項や経営計画等の決定を行うとともに、取締役等の適正な職務執行が図られるよう監督しております。

また、取締役の職務執行に係る情報については、取締役会規則に従い、適切に保存・管理をしております。

(2) 業務執行体制

①業務執行については、執行役員制度を採用し、理事・執行役員規則に基づき権限の委譲と責任体制の明確化を図っております。

②経営会議規程に基づき開催される経営会議において、業務執行に係る重要事項を審議し、決定しております。2020年度においては、13回の経営会議を開催し、経営上の重要事項の審議を実施しております。

(3) 監査役の職務遂行の実効性を確保するための体制

①監査役が、取締役会の他、社内主要会議に出席することができる体制を整えるとともに、重要な会議の議事録、稟議書等を閲覧することができる措置を講じております。

②経営層に報告を行う重要な事項については、適宜適切に監査役に報告を行うほか、当社及び子会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を発見したときは直ちに監査役に報告することとしています。また、監査役との間では、代表取締役等との定期的な会合に加えて内部監査部門及び国内外の子会社の取締役等との意見交換を通じて、連携を図っております。

③監査役の職務を補助するために監査役室を設置し、監査役室の従業員に関する人事については監査役の同意を得て実施しております。

④内部通報処理規程において、監査役への報告も含め、通報に際し報告者は不利益を被らない旨を明記しております。

⑤監査役の職務遂行に必要な費用については、請求された費用を適切に負担しております。

2 コンプライアンス

(1) KDDI行動指針の策定、浸透

全ての取締役及び従業員が職務の執行に際し遵守すべき基本原則を掲げた「KDDI行動指針」を策定し、当該行動指針の基本原則を紹介するメールマガジンの全従業員への配信や、従業員の業務用スマートフォンから当該行動指針の閲覧を可能にする等により、その浸透に努めております。

(2) 反社会的勢力への対応

反社会的勢力との関係遮断への取り組みについては社内に主管部門を定め、当該部門による調査会議により運用状況を確認しております。

(3) KDDIの企業倫理活動

KDDIグループ各社の重大な法令違反、不祥事等の早期発見・対応に取り組むため、KDDIグループ企業倫理委員会を定期的に開催しております。

(4) 内部通報制度

内部通報制度の運用にあたっては、内部通報カードの配布、アンケートによる従業員の認知調査等による浸透活動を実施しております。

また、消費者庁所管の自己適合宣言登録制度への登録を更新し、引き続き制度の実効性向上に努めております。

さらに、独立した内部通報ルートとして監査役に対する通報ルートを整備し、常勤監査役のみへの内部通報に適宜対応しております。

(5) コンプライアンスに係る社内外研修、社内の啓発活動等

コンプライアンスに対する従業員の意識向上については、KDDI及び子会社の経営層、管理者、一般従業員の各層に対し、様々な研修を実施しております。

3 経営目標を適正かつ効率的に達成するためのリスク管理

(1) ビジネスリスクの監視、業績管理の徹底

経営会議等の会議体においては、事案毎にビジネスリスクを明確にしたうえで、業務執行に係る重要事項を審議し、決定しております。

2020年度においては月次採算検討会議を計8回、経営戦略会議を計13回開催し、業績管理及びビジネスリスクのモニタリングを実施しています。

(2) 内部統制責任者体制の構築、運用

当社では、各部門及び子会社に「内部統制責任者」を設置し、経営目標を適正かつ効率的に達成するためのリスク管理を自律的に推進しております。

① リスクマネジメント活動方針の策定、実施

リスクマネジメント活動方針及び運用状況等を経営会議に定期的（年2回）に報告しております。

② リスク点検

リスクマネジメント本部が主管となり、各部門及び子会社において、期初・上期末・下期末の3回リスク点検を実施し、重要リスクに係る課題と対応状況をモニタリングしております。

③ 財務報告の信頼性確保

財務報告の信頼性確保を図るため金融商品取引法に基づく内部統制報告制度に従って連結ベースで評価を行い、不備の解消に向けた改善を行っております。

④ 業務品質向上活動

業務の有効性・効率性の向上等、KDDIグループの生産性向上のため、「自律と責任」の会社方針のもと、各本部の実務に即したテーマ・取り組みを設定し、全社で業務プロセス改善に取り組んでおります。

(3) 電気通信事業者としての取り組み

① 通信の秘密の保護

通信事業の根幹である「通信の秘密」については、制度、業務プロセス、システム等の面から保護に取り組んでおり、課題が発生した場合には法令に基づき適正に対処し、再発防止策について実施に取り組んでおります。

② 情報セキュリティ

お客さま情報等の漏洩の防止、電気通信サービス用ネットワークへのサイバー攻撃の防護に向けた施策や、国内外の情報セキュリティ関連諸法令への対応等については、情報セキュリティ委員会を

定期的（年6回）に開催し、KDDIグループ全体の情報セキュリティ施策を企画・推進しております。

③ 災害時等におけるネットワーク及びサービスの復旧

当社においては、重大な事故・障害、大規模災害等による通信サービスの停止、中断等のリスクを可能な限り低減するため事業継続計画（BCP）を策定しており、2020年度は全社版BCPの改定を行うとともに、非常事態を想定した各種訓練を定期的実施し、災害等の発生に備えております。

4 ステークホルダーとの協働に係る取り組み

(1) KDDIグループの活動全体に対する支持と信頼を獲得し、お客さま満足度の向上と顧客基盤の強化・拡大を達成するための取り組み

① CX活動

お客さまニーズや苦情への迅速かつ適切な対応によりお客さまの体験価値の向上を目指すCX（Customer Experience）活動に取り組んでおり、各部門が主管する事業に係るお客さま体験価値の向上に向けた活動を推進するための会議体を設置し、継続的な活動を実施しております。

② お客さまへの適切な情報提供

お客さまが適切に製品・サービスを選択し利用できるよう適切な情報提供を行うために、当社内にクリエイティブ管理室を設置して消費者向けの広告や販促物等を管理するとともに、景品表示法に抵触するおそれのある事案が発生した場合の社内体制及び報告フローを整備し、運用しております。また、景品表示法に関する社内の意識向上に向け、e-learning等による啓発活動を実施しております。

(2) KDDIグループの広報・IR活動の充実

当社のIR活動の指針となる「IR基本方針」を取締役会にて定め、当社ホームページに掲載しております。

個人投資家、アナリスト、国内外の機関投資家に対する説明会の開催や各種IR資料のホームページ掲載により、KDDIグループの広報・IR活動のさらなる充実に努めております。

また、KDDI MUSEUM及びKDDIパラボラ館の運営等を通じて、KDDIの企業史や設備、社会的意義、最新サービスに触れていただくことで、事業に関する理解浸透を図っております。

- (3) KDDIグループを取り巻くビジネスリスク及び社会的責任に関する取り組みに係る情報開示

当社はディスクロージャー委員会を定期的（年4回）に開催し、情報開示に係る事項の審議を行っております。

また、環境・社会・ガバナンス等に関する非財務情報を取りまとめるうえ、財務情報と併せて、統合レポート（ESG詳細版）として2020年9月に開示しております。

その他、2020年12月に開催した「SDGs説明会」等、投資家向けイベントの開催等により、当社のESG活動に関する認知度向上に努めております。

5 企業集団における業務の適正を確保するための体制

- (1) 子会社での業務の適正を確保するための体制整備
子会社での業務の適正を確保するため子会社管理に関する規程を定め、以下の体制を整備しております。

- ①子会社に対する管理及び支援体制を確立するため、子会社毎に当該子会社の管理を主管する出資先管理部門及び子会社横断での統括管理部門を定め、両部門が連携し子会社管理を行うとともに、新規子会社等を中心に運営基盤整備支援活動を実施しております。
- ②子会社ガバナンスの実効性を確保するため、子会社に取り締役、監査役及びその他従業員を派遣するとともに、それぞれに子会社管理上の役割を定め、教育・研修を実施しております。
- ③子会社の重要な意思決定事項に関し、対象項目及び手順を社内規程に定め、子会社の管理体制を確立しております。
- ④子会社の重要な報告事項に関しても、同様に対象項目及び手順を社内規程に定めるとともに、リスク情報の報告基準や窓口の周知を行っております。

- (2) 子会社でのリスクを適切に管理し経営目標の適正かつ効率的な達成に取り組む体制

国内子会社及び主要な海外統括拠点等を内部統制責任者制度の対象とし、2020年度においては新規子会社（計2社）を同制度に追加しております。

各社の内部統制責任者は、各社毎の重要リスクに係る点検を実施することにより課題の洗い出しと対応状況を管理し当社と共有するとともに、当社からは各社の課題の確認、対策検討・実施の支援を行っております。

また、グループ各社が参加するリスクマネジメント連絡会を定期的（年2回）に開催し、リスク情報や方針・取り組みの共有等を実施しております。

- (3) KDDIグループの企業倫理活動

子会社各社については企業倫理委員会を定期的（年2回）に開催し、各社のコンプライアンスに係る問題、事故の発生状況及び対策等を共有し、子会社各社での企業倫理の向上に努めております。

また、国内外子会社における内部通報制度の浸透に向けた周知活動を継続して実施しております。

6 内部監査

KDDIグループ全体の業務全般を対象に内部監査計画を経営会議にて決定し、同計画に基づき内部監査を実施しております。

2020年度には、新規子会社、特定部門の重要リスクに係わる業務プロセスの運営状況の監査を中心に、全19件の内部監査を実施しております。

なお、海外子会社の内部監査については、新型コロナウイルス感染症の影響により監査実施が困難と判断し、次年度以降へ延期しております。

監査結果については、代表取締役社長へ報告するとともに、取締役・監査役との共有を図っております。

連 結 注 記 表

(連結計算書類作成のための基本となる重要な事項)

1. 連結計算書類の作成基準

連結計算書類は、会社計算規則第120条第1項の規定により、指定国際会計基準（以下「IFRS」）に準拠して作成しております。なお、本連結計算書類は同項後段の規定により、IFRSで求められる開示項目の一部を省略しております。

2. 連結の範囲に関する事項

連結子会社の数 156社

主要な連結子会社の名称

沖縄セルラー電話（株）、（株）ジュピターテレコム、UQコミュニケーションズ（株）（注）、ビッグローブ（株）、（株）イーオンホールディングス、中部テレコミュニケーション（株）、auフィナンシャルホールディングス（株）、Supershipホールディングス（株）、ジュピターショップチャンネル（株）、（株）エナリス、KDDIまとめてオフィス（株）、KDDIエンジニアリング（株）、（株）KDDIエボルバ、（株）KDDI総合研究所、KDDI America, Inc.、KDDI Europe Limited、TELEHOUSE International Corporation of America、TELEHOUSE International Corporation of Europe Ltd、北京凱迪迪愛通信技術有限公司、KDDI Summit Global Myanmar Co., Ltd.、KDDI Singapore Pte Ltd、MobiCom Corporation LLC

新たに連結子会社となった主な会社の名称及び新規連結の理由

・KDDI Digital Life（株）

新規設立による

連結子会社から除外した主な会社の名称及び除外の理由

・エナリスDEパイオガスプラント（株）

会社清算による

（注）UQコミュニケーションズ（株）については、日本基準においては持分法を適用しておりますが、IFRSを適用するにあたり当社の同社に対する実質支配力について判定した結果、IFRSにおいては子会社として連結しております。

3. 持分法の適用に関する事項

持分法適用の関連会社数 39社

主要な関連会社の名称

京セラコミュニケーションシステム（株）、KKBOX Inc.、（株）ラック、（株）カカココム、auカブコム証券（株）

4. 連結子会社の会計年度等に関する事項

決算日が当社の決算日と異なる子会社については、当社の決算日に仮決算を行い、これに基づく財務諸表を連結しております。

5. 会計方針に関する事項

(1) 金融資産及び金融負債の評価基準及び評価方法

① 金融資産

(a) 金融資産の認識及び測定

当社グループでは、金融資産は、契約条項の当事者となった場合に認識しております。営業債権及びその他の債権については、これらの取引日に当初認識しております。当初認識時において、金融資産をその公正価値で測定し、金融資産が純損益を通じて公正価値で測定するものでない場合には、金融資産の取得に直接起因する取引費用を加算しております。純損益を通じて公正価値で測定された金融資産の取引費用は、純損益に認識しております。

(b) 金融資産の分類（デリバティブを除く）

デリバティブを除く金融資産の分類及び測定モデルの概要は以下のとおりであります。当社グループは、金融資産を当初認識時に償却原価で測定する金融資産、その他の包括利益を通じて公正価値で測定する資本性金融資産及び純損益を通じて公正価値で測定する金融資産に分類しております。

(i) 償却原価で測定する金融資産

以下の要件をともに満たす場合に償却原価で測定する金融資産に分類しております。

- ・当社グループのビジネスモデルにおいて、当該金融資産の契約上のキャッシュ・フローを回収することを目的として保有している場合
- ・契約条件が、特定された日に元本及び元本残高に係る利息の支払いのみによるキャッシュ・フローを生じさせる場合

償却原価で測定する金融資産は、公正価値（直接帰属する取引費用も含む）で当初認識しております。当初認識後、償却原価で測定する金融資産の帳簿価額については実効金利法を用いて算定し、必要な場合には減損損失を控除しております。

(ii) その他の包括利益を通じて公正価値で測定する資本性金融資産

当社グループは、資本性金融資産については、公正価値の変動を純損益ではなくその他の包括利益を通じて認識するという選択（撤回不能）を行っております。公正価値変動による利得及び損失の事後における純損益への振替は行われません。

その他の包括利益を通じて公正価値で測定する資本性金融資産は、公正価値（直接帰属する取引費用も含む）で当初認識しております。当初認識後は公正価値で測定し、公正価値の変動は「その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産」として、その他の包括利益に含めております。

認識を中止した場合、その他の包括利益を通じて認識された利得または損失の累計額を直接利益剰余金へ振り替えております。

なお、その他の包括利益を通じて公正価値で測定する資本性金融資産からの配当金については、「金融収益」として純損益で認識しております。

(iii) 純損益を通じて公正価値で測定する金融資産

上記の金融資産の区分の要件のいずれかが満たされない場合、純損益を通じて公正価値で測定する金融資産に分類しております。

純損益を通じて公正価値で測定する金融資産は、当初認識時に公正価値で認識し、取引費用は発生時に純損益で認識しております。純損益を通じて公正価値で測定する金融資産に係る利得または損失は純損益で認識され、それらが発生した報告期間における連結損益計算書の「金融収益」または「金融費用」に表示しております。

当社グループは、いずれの金融資産も、会計上のミスマッチを取り除くあるいは大幅に削減させるために、純損益を通じて公正価値で測定するものとして指定しておりません。

(c) 金融資産の認識の中止

当社グループは、金融資産は、投資から生じるキャッシュ・フローに対する契約上の権利が消滅したか、あるいは、当該投資が譲渡され、当社グループが金融資産の所有に係るリスク及び経済価値のほとんどすべてが移転する場合に、当該金融資産の認識を中止しております。移転した金融資産に関して当社グループが創出した、または当社グループが引き続き保有する持分については、別個の資産・負債として認識しております。

② 金融負債（デリバティブを除く）

(a) 金融負債の認識及び測定

当社グループは、金融負債を当社グループが当該金融商品の契約当事者になった時点で認識しております。金融負債の測定は以下の(b)金融負債の分類に記載しております。

(b) 金融負債の分類

償却原価で測定する金融負債

償却原価で測定する金融負債は、当初認識時に公正価値からその発行に直接起因する取引コストを減算して測定しております。また、当初認識後は実効金利法に基づく償却原価で測定しております。

(c) 金融負債の認識の中止

当社グループは、金融負債が消滅した場合、つまり、契約上の義務が免責、取消または失効となった場合に、金融負債の認識を中止しております。

③ 金融資産及び金融負債の表示

金融資産及び金融負債は、当社グループが、それらの残高を相殺する法的に強制可能な権利を現在有しており、純額で決済するか、または資産の実現と負債の決済を同時に行う意図を有する場合にのみ、連結財政状態計算書上で相殺し、純額で表示しております。

④ 金融資産の減損

当社グループは、当初認識時点から信用リスクが著しく増加していない場合には、12ヶ月の予想信用損失を損失評価引当金として認識しております。当初認識時点から信用リスクの著しい増加があった場合には、残存期間にわたる予想信用損失を損失評価引当金として認識しております。信用リスクが著しく増加しているか否かは、デフォルトリスクの変化に基づいて判断しており、デフォルトリスクに変化があるかどうかの判断にあたっては、以下を考慮しております。ただし、重大な金融要素を含んでいない営業債権については、当初から残存期間にわたる予想信用損失を認識しております。

- ・金融資産の外部格付
- ・内部格付の格下げ
- ・売上の減少などの借手の営業成績の悪化
- ・親会社、関連会社からの金融支援の縮小
- ・延滞（期日超過情報）

また、予想信用損失は、契約上受け取ることでできる金額と受取が見込まれる金額との差額の割引現在価値に基づいて測定しております。

⑤ デリバティブ及びヘッジ会計

デリバティブは、デリバティブ契約を締結した日の公正価値で当初認識され、当初認識後は各期末日の公正価値で再測定しております。

当社グループにおいて、為替変動リスク、金利変動リスク等を軽減するため、為替予約、為替スワップ、金利スワップの各デリバティブ取引を実施しております。

再測定の結果生じる利得または損失の認識方法は、デリバティブがヘッジ手段として指定されているかどうか、また、ヘッジ手段として指定された場合にはヘッジ対象の性質によって決まります。

当社グループは、デリバティブについてキャッシュ・フロー・ヘッジ（認識されている資産または負債、もしくは可能性の非常に高い予定取引に関連する特定のリスクによるキャッシュ・フローの変動のエクスポージャーに対するヘッジ）の指定を行っております。

当社グループは、取引開始時に、ヘッジ手段とヘッジ対象との関係、ならびに種々のヘッジ取引の実施についてのリスク管理目的及び戦略について文書化しております。

当社グループはまた、ヘッジ開始時及び継続的に、ヘッジ取引に利用したデリバティブ金融商品がヘッジ対象のキャッシュ・フローの変動を相殺するために有効であるか評価しております。具体的には、下記項目のすべてを満たす場合においてヘッジが有効と判断しております。

- （i）ヘッジ対象とヘッジ手段との間の経済的関係が相殺をもたらすこと
- （ii）信用リスクの影響が経済的関係から生じる価値変動に著しく優越するものではないこと
- （iii）「ヘッジ比率」は実際に使用しているヘッジ対象とヘッジ手段の数量から生じる比率と同じであることがヘッジ会計の適格要件となっていること

ヘッジの有効性は、将来のヘッジ指定期間にわたり有効性が確保されているか否かにより判断されます。

キャッシュ・フロー・ヘッジとして指定され、かつその要件を満たすデリバティブについて、当初認識後の公正価値の変動のうちヘッジ有効部分はその他の包括利益で認識し、ヘッジ非有効部分は純損益で認識しております。その他の包括利益を通じて認識された利得または損失の累計額はヘッジ対象のキャッシュ・フローが純損益に影響を与えるのと同じ期に、純損益に振り替えております。

ヘッジ関係がヘッジ比率に関するヘッジ有効性の要求に合致しなくなったとしても、リスク管理目的が変わっていない場合、ヘッジの要件を再び満たすようにヘッジ関係のヘッジ比率を調整しております（以下「バランス再調整」）。

バランス再調整をした後で、ヘッジがヘッジ会計の要件をもはや満たさなくなった場合、あるいはヘッジ手段が失効、売却、終結または行使された場合には、ヘッジ会計の適用を将来に向けて中止しております。ヘッジ会計を中止した場合、当社グループは、すでにその他の包括利益で認識したキャッシュ・フロー・ヘッジの残高を、予定取引が発生するまでその他の包括利益に計上しております。予定取引の発生が予想されなくなった場合は、キャッシュ・フロー・ヘッジの残高は、純損益で認識しております。

ヘッジ手段であるデリバティブ金融商品の公正価値全額は、ヘッジ対象の満期が12ヶ月を超える場合は非流動資産または非流動負債に、ヘッジ対象の満期が12ヶ月未満である場合には流動資産または流動負債に分類されております。

(2) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

棚卸資産は、主として携帯端末等の商品及び工事関連の仕掛品から構成されております。

棚卸資産は、原価または正味実現可能価額のいずれか低い金額で測定しております。原価は、原則として移動平均法に基づいて算定しており、購入原価ならびに棚卸資産の現在の保管場所及び状態に至るまでに要したすべての費用を含んでおります。正味実現可能価額は、通常の事業の過程における見積売価から、販売に要する見積費用を控除した金額で算定しております。

(3) 有形固定資産、無形資産及び使用権資産の評価基準、評価方法及び減価償却または償却の方法

① 有形固定資産

(a) 認識及び測定

当社グループは、有形固定資産の測定においては原価モデルを採用し、取得原価から減価償却累計額及び減損損失累計額を控除した金額で計上しております。取得原価には、資産の取得に直接付随する費用、資産の解体・撤去及び設置していた場所の原状回復費用に関する初期見積費用及び資産計上すべき借入コスト等を含めることとしております。

有形固定資産の構成要素の耐用年数が構成要素ごとに異なる場合は、それぞれ別個の有形固定資産項目として計上しております。

取得後コストは、当該項目に関連する将来の経済的便益が当社グループに流入する可能性が高く、かつ、当該項目の取得原価が信頼性をもって測定できる場合には、当該資産の帳簿価額に含めるか、または適切な場合には個別の資産として認識しております。その他の修繕及び維持費は、発生時に費用として認識しております。

(b) 減価償却及び耐用年数

減価償却費は、償却可能価額を各構成要素の見積耐用年数にわたって、主として定額法により算定しております。償却可能価額は、資産の取得原価から残存価額を差し引いて算定しております。土地及び建設仮勘定は減価償却しておりません。有形固定資産の構成要素の耐用年数が構成要素ごとに異なる場合は、それぞれ別個の有形固定資産項目として計上しております。

主要な有形固定資産項目ごとの見積耐用年数は以下のとおりであります。

通信設備	
機械設備	9 年
空中線設備	10～21 年
市内・市外線路設備	5～27 年
その他の設備	9～27 年
建物及び構築物	10～38 年
その他	5～22 年

なお、減価償却方法、見積耐用年数及び残存価額は毎期見直しを行い、変更があった場合は会計上の見積りの変更として将来に向かって適用しております。

(c) 認識の中止

有形固定資産は、処分時点で認識を中止しております。有形固定資産項目の認識の中止から生じる利得または損失は、当該資産項目の認識中止時に純損益に含めております。

② 無形資産

(a) 認識及び測定

当社グループは、のれんを除く無形資産の測定において原価モデルを採用し、取得原価から償却累計額及び減損損失累計額を控除した金額で計上しております。

個別に取得した無形資産は、当初認識時に取得原価で測定しております。企業結合で取得した無形資産は、無形資産の定義を満たし、識別可能であり、かつ、公正価値が信頼性をもって測定できる場合、のれんとは別個に識別され、取得日の公正価値で認識しております。

新しい科学技術または技術的な知識及び理解を得る目的で実施される研究活動に対する支出は、発生時に費用として認識しております。

開発活動に対する支出は、開発費用が信頼性をもって測定可能であり、製品または工程が技術的及び商業的に実現可能であり、将来的に経済的便益をもたらす可能性が高く、当社グループが開発を完了させ、当該資産を使用または販売する意図及びそのための十分な資源を当社グループが有している場合にのみ無形資産として計上を行い、それ以外は発生時に費用として認識しております。

(b) 償却及び耐用年数

無形資産は見積耐用年数にわたって定額法で償却しております。主要な無形資産ごとの見積耐用年数は以下のとおりであります。なお、耐用年数を確定できない無形資産は償却を行っておりません。

ソフトウェア	5 年
顧客関連	4～30 年
番組供給関連	22 年
周波数移行費用	9～17 年
その他	5～20 年

償却方法及び見積耐用年数は、毎期見直しを行い、変更があった場合は、会計上の見積りの変更として将来に向かって適用しております。

③ のれん

のれんは、取得原価が、取得日における被取得子会社の識別可能な純資産に対する当社グループ持分の公正価値を上回る場合の超過額であります。

減損テストの目的上、企業結合により取得したのれんは、資金生成単位または資金生成単位グループのうち、企業結合のシナジーから便益を得ると見込まれるものに配分しております。のれんが配分される各資金生成単位または資金生成単位グループは、のれんを内部管理目的で監視している企業内の最小のレベルを表しております。

のれんは減損損失累計額を控除した取得原価で測定しております。のれんの償却は行わず、毎期、及び事象または状況の変化によって減損の兆候がある場合に、減損テストを実施しております。

④ リース

当社グループでは、リース契約開始時に、その契約がリースであるか、または契約にリースが含まれているか否かについては、契約の実質に基づき判断しております。契約の履行が、特定された資産の使用を支配する権利を一定期間にわたり対価と交換に移転する契約の場合、当該資産はリースの対象となります。

契約がリースまたはリースが含まれている場合、リース負債の当初測定に金額に当初直接コスト等を加減した金額で使用権資産を当初認識しております。リース負債は、契約開始時に同日現在で支払われていないリース料の現在価値で当初認識しております。

使用権資産は、契約開始時から使用権資産の耐用年数の終了時またはリース期間の終了時のいずれか早い方までの期間にわたって定額法で減価償却を行っております。

リース負債は、リース負債に係る金利、支払われたリース料及び該当する場合にはリース負債の見直しまたはリースの条件変更を反映する金額で事後測定しております。

⑤ 有形固定資産、のれん、無形資産及び使用権資産の減損

当社グループでは、毎期有形固定資産、無形資産及び使用権資産の帳簿価額につき、減損の兆候の有無を判定しております。減損の兆候がある場合には、その資産またはその資産の属する資金生成単位または資金生成単位グループごとの回収可能価額の見積りを行っております。のれん及び耐用年数を確定できない無形資産については、減損の兆候がある時、及び減損の兆候の有無に関わらず各年度の一定時期に、減損テストを実施しております。資金生成単位または資金生成単位グループは、他の資産または資産グループからおおむね独立したキャッシュ・イン・フローを生み出す最小単位の資産グループとしております。

回収可能価額は、売却費用控除後の公正価値と使用価値のいずれか高い方で算定しております。使用価値は、見積将来キャッシュ・フローを、貨幣の時間価値及び当該資産に固有のリスクを反映した税引前の割引率により、現在価値に割引いて算定しております。

減損テストにおいて資金生成単位または資金生成単位グループの回収可能価額が帳簿価額を下回る場合には、減損損失は資金生成単位または資金生成単位グループに配分されたのれんの帳簿価額から減額し、次に資金生成単位または資金生成単位グループにおけるその他の資産の帳簿価額の割合割合に応じて各資産の帳簿価額から減額しております。のれんの減損損失は純損益に認識し、その後の期間に戻入は行っておりません。

のれんを除く減損を計上した有形固定資産、無形資産及び使用権資産については、各報告日において、損失の減少または消滅を示す兆候の有無を判断しております。減損の戻入の兆候があり、回収可能価額の決定に使用した見積りが変化した場合は、減損損失を戻入しております。減損損失を認識後に戻入される場合、当該資産（または資金生成単位）の帳簿価額は、改訂後の見積り回収可能価額まで増額します。ただし、当該減損の戻入は、戻入時点における資産（または資金生成単位）が、仮に減損損失を認識していなかった場合の帳簿価額を超えない範囲で行います。減損損失の戻入は、その他の収益として認識しております。

(4) 重要な引当金の計上方法

引当金は、過去の事象から生じた法的または推定的債務で、当社グループが当該債務を決済するために経済的便益が流出する可能性が高く、その債務の金額を信頼性をもって見積ることができる場合に認識しております。貨幣の時間的価値及び必要に応じてその負債に特有のリスクを反映させた税引前割引率で割引いた期待将来キャッシュ・フローにより、引当金の額を算出しております。時の経過に伴う割引額の割戻しは、金融費用として認識しております。

当社グループが認識している引当金は、主に資産除去債務及びポイント引当金であります。ポイント引当金は、当社グループが運用する「au ポイントプログラム」等一部のポイントサービスにおいて、契約者の将来のポイント利用による費用負担に備えたものです。具体的には、「au PAY」及び「au PAY カード」の利用時や、他社が提供するアプリや物販サービスの利用時に付与されたポイント等をポイント引当金として負債に計上しております。ポイント引当金は、過年度の利用実績等を考慮し、将来利用されると見込まれる金額により測定しております。

(5) 退職給付に係る会計処理の方法

① 確定給付制度

当社グループは主として確定給付制度を採用しております。

確定給付年金制度に関連して連結財政状態計算書で認識する資産（退職給付に係る資産）または負債（退職給付に係る負債）は、報告期間の末日現在の確定給付制度債務の現在価値から制度資産の公正価値を控除したものであります。確定給付制度債務は、独立した年金数理人が予測単位積増方式を用いて毎期算定しております。割引率は将来の給付支払見込日までの期間をもとに割引期間を設定し、その割引期間に対応した、かつ、給付金が支払われる通貨建の期末日時点の優良社債の市場利回りに基づいております。

確定給付費用は、勤務費用、確定給付負債（資産）の純額に係る利息純額及び確定給付制度負債（資産）の純額に係る再測定から構成されます。勤務費用及び利息純額については純損益で認識し、利息純額の算定には前述の割引率を使用しております。再測定は数理計算上の差異、過去勤務費用及び制度資産に係る収益（利息純額に含まれる金額を除く）から構成されております。数理計算上の差異は発生時に即時にその他の包括利益として認識し、過去勤務費用は純損益として認識しております。

当社グループは、確定給付制度から生じる全ての確定給付負債（資産）の純額の再測定を即時にその他の包括利益で認識しており、直ちに利益剰余金に振り替えております。

② 確定拠出制度

当社ならびに当社グループの一部の子会社は、確定拠出年金制度を採用しております。確定拠出制度への拠出は、従業員がサービスを提供した期間に純損益として認識しております。

また、一部の子会社では複数事業主による年金制度に加入しており、期中の拠出額を年金費用として純損益で認識し、未払拠出金を債務として認識しております。

(6) 収益の認識基準

当社グループにおける主要な収益認識基準は、以下のとおりであります。

① 移動通信サービス

当社グループの収益は、主にモバイル通信サービスにおける収益と携帯端末販売における収益から構成されております。当社グループは、お客さまと直接または代理店経由でモバイル通信サービス契約を締結している一方で、携帯端末を主として代理店へ販売しております。

モバイル通信サービスにおける収益は、主に月額基本使用料及び通信料収入（以下「モバイル通信サービス収入」）と契約事務等の手数料収入からなります。モバイル通信サービス収入及び契約事務等の手数料収入は履行義務が充足されるサービス提供時点で定額料金及び従量課金に基づき認識しております。また、通信料金の割引については、毎月のモバイル通信サービス収入から控除しております。

なお、モバイル通信サービス収入に係る取引の対価は請求日から概ね翌月までに受領しております。

また、携帯端末販売における収益（以下「携帯端末収入」）は、お客さま、または代理店に対する携帯端末及びアクセサリ類の販売収入から構成されております。

上記取引の商流としては、当社グループが代理店に対して携帯端末を販売し、代理店を通じてお客さまと通信契約の締結を行うもの（以下「間接販売」）と、当社グループがお客さまに対して携帯端末を販売し、直接通信契約の締結を行うもの（以下「直接販売」）からなります。それぞれの収益の認識基準は以下のとおりであります。

携帯端末収入については、代理店等に販売後、概ね翌月に受領しております。

1) 間接販売

間接販売において、当社グループが代理店に販売した端末を販売する責任及び在庫リスクは代理店が有していることから、当社グループは、代理店を本人として取り扱っております。そのため、携帯端末収入は、携帯端末の支配が当社グループから代理店に移転し、履行義務が充足したと考えられる携帯端末の代理店への引き渡し時点で、収益を認識しております。また、代理店に対して支払う手数料の一部は、代理店へ携帯端末を販売した時点で携帯端末収入から控除しております。

2) 直接販売

直接販売の場合、携帯端末収入、モバイル通信サービス収入等は一体の取引であると考えられるため、契約を結合のうえ、単一の契約として会計処理しております。取引の合計額を携帯端末及びモバイル通信サービスの独立販売価格の比率に基づき、携帯端末収入及びモバイル通信サービス収入に配分しております。携帯端末売上上に配分された金額は、携帯端末販売時に、モバイル通信サービス収入に配分された金額は、お客さまにサービスを提供した時点で、履行義務が充足されたと判断し、収益として認識しております。

なお、間接販売、直接販売のいずれの場合も、契約事務手数料収入及び機種変更手数料収入は、別個の履行義務とは認識することなく、通信サービスと併せて1つの履行義務として認識し、契約時は契約負債として繰り延べられ、重要な更新オプションが存在する期間にわたり収益として認識しております。

これらの取引の対価は契約時に前受けする形で受領しています。

また、モバイル通信サービス収入の請求額に応じて、お客さまへポイントを付与するカスタマー・ロイヤリティ・プログラムについては、将来の解約等による失効部分を反映したポイントの見積利用率を考慮して算定された交換される特典の独立販売価格を基礎として取引価格の配分を行い、お客さまがポイントを使用し、財またはサービスの支配を獲得した時点で、履行義務を充足したと考えられるため、当該時点において、収益を認識しております。

② 固定通信サービス（CATV事業を含む）

固定通信サービスにおける収益は、主に音声伝送サービス収入、データ通信サービス収入、FTTHサービス収入、CATVサービス収入、関連する初期工事費用収入からなります。

上記のうち、初期工事費用収入を除いた収入については、履行義務が充足されるサービス提供時に収益計上しております。また、初期工事費用収入は、残存率を基礎とした見積平均契約期間にわたり、収益を認識しています。

これらの取引の対価は、請求日から概ね翌月までに受領しております。

③ 付加価値サービス

付加価値サービスにおける収益は、主に情報料収入、回収代行手数料収入、広告掲載料収入、代理店手数料収入、電力収入等からなります。情報料収入は当社グループが単独または他社と共同で運営するウェブサイト上でお客さまに対して提供したコンテンツの会員収入であります。また、回収代行手数料収入はコンテンツプロバイダー（以下「CP」）の債権を、当社が通信料金と併せてCPの代わりにユーザーから回収することに対する手数料収入であります。電力収入は、電力の小売りサービスにおける収入であります。これらの収入については、当該履行義務が時の経過に基づいて充足されるため、個々の契約内容に基づき、サービス提供期間にわたって収益を認識しております。

当社グループは、仲介業者または代理人としての機能を果たす場合があります。このような取引における収益を報告するにあたり、収益をお客さまから受け取る対価の総額で表示するか、またはお客さまから受け取る対価の総額から第三者に対する手数料その他の支払額を差し引いた純額で表示するかを判断しております。これらの判断にあたっては、当社グループが契約の当事者として財またはサービスの提供に主たる責任を有しているか、在庫リスクを負っているか、価格決定権を有しているか等を総合的に勘案しております。ただし、総額または純額、

いずれの方法で表示した場合でも、売上総利益及び当期利益に影響はありません。

主に、回収代行手数料収入、広告掲載料収入、代理店手数料収入のサービスにおいて、当社グループは、契約等で定められた料率に基づいて手数料を受け取るのみであり、価格決定権は無く、また、コンテンツサービスを行うプラットフォームを提供するのみであるため、当該サービスについて、お客さまに移転される前に、当社グループがサービスを支配しております。そのため、当社グループは仲介業者または代理人として位置付けられることから、純額で表示しております。

これらの取引の対価は、履行義務の充足後、概ね１ヶ月から３ヶ月以内に受領しております。

④ グローバルサービス

グローバルサービスは主にソリューションサービス、データセンターサービス及び携帯電話サービスから構成されております。

データセンターサービスにおける収益は、全世界主要拠点で自営データセンターを展開しその対価として受け取るスペース、電力及びネットワークを含むサービス使用料からなります。複数年契約が一般的であり、当該履行義務は時の経過につれて充足されるため、その提供期間にわたって収益を認識しております。

これらの取引の対価は、基本的に履行義務の充足前に請求し、請求後、概ね翌月までに受領しております。

携帯電話サービスにおける収益は、携帯端末収入及びモバイル通信サービス収入からなります。携帯端末収入は、携帯端末販売時に、モバイル通信サービス収入は、お客さまにサービスを提供した時点で、履行義務が充足されたと判断し、収益として認識しております。

⑤ ソリューションサービス

ソリューションサービスにおける収益は、主に機器販売サービス、エンジニアリングサービス、マネージメントサービスからなります（以下「ソリューションサービス収入」）。ソリューションサービス収入は、履行義務が充足されるお客さまに納品もしくはサービスを提供した時点で、お客さまから受け取る対価に基づき収益を認識しております。

これらの取引の対価は、請求日から概ね翌月までに受領しております。

(7) 重要な外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

① 機能通貨及び表示通貨

当社グループの各会社がそれぞれの財務諸表を作成する際に、その会社の機能通貨以外の通貨での取引は、取引日における為替レートで各会社の機能通貨に換算しております。当社グループの連結計算書類は、当社の機能通貨である日本円を表示通貨としております。

② 外貨建取引

外貨建取引は、取引日の直物為替レートまたはそれに近似するレートを用いて換算しております。外貨建の貨幣性資産及び負債は、期末日の為替レートで換算しております。公正価値で計上された外貨建の非貨幣性項目は、公正価値が決定した日の為替レートで換算しております。

外貨建の貨幣性資産及び負債の換算及び決済により生じる換算差額は純損益として認識しております。ただし、その他の包括利益を通じて測定する金融資産及びキャッシュ・フロー・ヘッジから生じる換算差額については、その他の包括利益として認識しております。

③ 在外営業活動体

連結計算書類を表示するために、当社グループの在外営業活動体の資産及び負債は、その在外営業活動体の取得により発生したのれん、識別した資産及び負債ならびにその公正価値の調整を含め、期末日の為替レートで表示通貨に換算しております。在外営業活動体の収益及び費用は、その期間中の為替レートが著しく変動していない限り、期中平均為替レートで表示通貨である円貨に換算しております。

在外営業活動体の財務諸表の換算から生じる為替換算差額は、その他の包括利益として認識しております。在外営業活動体の持分全体の処分及び支配または重要な影響力の喪失を伴う持分の一部処分につき、換算差額は、在外営業活動体が処分損益の一部として純損益で認識しております。

(8) 消費税及び地方消費税の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によって処理しております。なお、資産に係る控除対象外消費税等は発生連結会計年度の期間費用としております。

(会計上の見積りに関する注記)

1. のれん

(1) 当連結会計年度の連結財務諸表に計上した金額は、540,420百万円であります。

(2) その他の情報

当社グループは、のれんについて、少なくとも毎年1回減損テストを行っており、さらに、減損の兆候がある場合には、その都度、減損テストを行っております。資金生成単位または資金生成単位グループに配分されたのれんの回収可能価額は、使用価値によって算定しております。

使用価値は、資金生成単位または資金生成単位グループから生ずると見込まれる将来キャッシュ・フローを現在価値に割引いて算出してあります。当社グループは、将来キャッシュ・フロー及びその現在価値の算定において、異なるタイプの収益予想とそれに対する売上原価、販売費及び一般管理費等のコストの変動予想に基づいた事業計画、成長率、及び税引前割引率を、重要な指標として使用しております。

将来キャッシュ・フローの見積りのための基礎として用いるキャッシュ・フローの予測は、経営者によって承認された直近の事業計画を用い、予測期間は最大5年としております。5年目以降については、市場の長期平均成長率を勘案した一定の成長率を用いております。

減損テストに使用した主要な仮定が変更された場合に減損が発生するリスクがありますが、当社グループにおいて、減損判定に用いた事業計画、成長率及び割引率が合理的な範囲で変化したとしても、重要な減損損失が発生する可能性は低いと判断しております。

2. 契約コスト

(1) 当連結会計年度の連結財務諸表に計上した金額は、466,316百万円であります。

(2) その他の情報

当社グループは、顧客との契約獲得のための増分コスト及び契約に直接関連する履行コストのうち、回収可能であると見込まれる部分について資産として認識しており、連結財務諸表上は「契約コスト」に計上しております。契約獲得のための増分コストとは、顧客との契約を獲得するために発生したコストで、当該契約を獲得しなければ発生しなかったであろうものであります。

当社グループにおいて資産計上されている契約獲得のための増分コストは、主に顧客獲得時に発生するauショップ等の代理店等への販売手数料等であります。また契約履行のためのコストは、主に契約申込後サービス開始時までに必要な手数料や、工事手数料であります。資産計上された当該コストは通信契約を獲得しなければ発生しなかった増分コストであります。なお、当該費用を資産計上する際には、通信契約の見積契約期間等を加味したうえで、回収が見込まれる金額のみを資産として認識しております。また、当該資産については、サービスごとの利用者の主な見積契約期間3～4年に基づき均等償却を行っております。

また、契約コストから認識した資産については、計上時及び連結会計年度ごとに回収可能性の検討を行っております。検討に当たっては、当該資産の帳簿価額が、見積契約期間にわたり関連する通信契約に基づき企業が受け取ると見込んでいる対価の残りの金額から、当該サービスの提供に直接関連し、まだ費用として認識されていないコストを差し引いた金額を超過しているかどうか判断を行っております。これらの見積り及び仮定は、前提とした状況が変化すれば、契約コストから認識した資産に関する減損損失を損益に認識することにより、契約コストから認識した資産の金額に重要な影響を及ぼす可能性があるため、当社グループでは、当該見積りは重要なものであると判断しております。

(連結財政状態計算書に関する注記)

1. 資産から直接控除された損失評価引当金

その他の長期金融資産	11,970百万円
営業債権及びその他の債権	17,336百万円
計	29,306百万円

2. 有形固定資産に係る減価償却累計額

4,746,554百万円

3. 担保に供している資産及び担保に係る債務

担保に供している資産

有形固定資産	519百万円
その他の短期金融資産	6,030百万円
関係会社株式(注)	768百万円
金融事業の有価証券	223,947百万円
計	231,264百万円

上記に対応する債務

長期借入金(注)	80,000百万円
未払金	200百万円
コールマネー	107,900百万円
計	188,100百万円

(注) 持分法適用関連会社である鹿児島メガソーラー発電(株)の金融機関借入に対して、同社株式を担保に供しております。当連結会計年度における当該借入金残高は、12,628百万円であります。これらについては上記の長期借入金には含まれておりません。

当社グループの一部の子会社において、買収等に伴い各金融機関より借入を行っております。これらの借入金では、借入金額が少額な一部の借入契約を除き、それぞれの契約に定められた、株主の出資維持、純資産維持、利益の黒字維持といった財務制限条項を遵守しております。当連結会計年度末の財務制限条項が付された借入金残高は434,087百万円であります。

これらを除いて、借入金及び社債に関し、当社グループの財務活動に重大な影響を及ぼす財務制限条項は付されていません。

(連結持分変動計算書に関する注記)

1. 当連結会計年度末の発行済株式の種類及び総数

普通株式 2,304,179,550株

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額等

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2020年6月17日 定時株主総会 (注) 1, 2	普通株式	137,995	60	2020年 3月31日	2020年 6月18日
2020年10月30日 取締役会 (注) 1, 2	普通株式	138,004	60	2020年 9月30日	2020年 12月2日

(注) 1. 配当金の総額には役員報酬BIP信託口及び株式付与ESOP信託口が所有する当社株式の配当金は含めておりません。

(注) 2. 上記のほか、当連結会計年度で発生した役員報酬BIP信託口及び株式付与ESOP信託口受託者に対する配当金の支払があります。

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち配当の効力発生日が翌連結会計年度になるもの

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	配当の 原資	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2021年6月23日 定時株主総会 (注) 1, 2	普通株式	136,524	利益 剰余金	60	2021年 3月31日	2021年 6月24日

(注) 1. この配当は、株主総会で承認されるまで認識されません。また、法人所得税への影響もありません。

(注) 2. 配当金の総額には役員報酬BIP信託口及び株式付与ESOP信託口が所有する当社株式の配当金は含めておりません。

(金融商品に関する注記)

1. 金融商品の状況に関する事項

当社グループの事業活動は、事業環境・金融市場環境による影響を受けております。事業活動の過程で保有するまたは引き受ける金融商品は固有のリスクにさらされております。リスクには、(1) 信用リスク、(2) 流動性リスク及び(3) 市場リスクが含まれております。当社グループは、社内での管理体制の構築や金融商品を用いてグループの財政状態及び業績に与える影響を最小限にする危機管理を実行しております。具体的には、当社グループはこれらのリスクを以下のような方法によって管理しております。

(1) 信用リスク

信用リスクは、保有する金融資産の相手先が契約上の債務に関して債務不履行になり、当社グループに財務上の損失が発生するリスクであります。具体的には当社グループは以下のような信用リスクにさらされております。まず、当社グループの営業債権、リース債権及びその他の債権、金融事業の貸出金は、顧客及び取引先の信用リスクにさらされております。また、主に余剰資金の運用のため保有している債券等及び政策的な目的のため保有している株式等は、発行体の信用リスクにさらされております。さらに、当社グループが為替変動リスク及び金利変動リスクをヘッジする目的で行っているデリバティブ取引については、これらの取引の相手方である金融機関の信用リスクにさらされております。

営業債権について、当社グループは、各社ごとの与信管理基準に則り、相手先ごとの期日管理及び残高管理等を行うとともに、信用状況を把握する体制としております。具体的には、発生から一定期間を超えた営業債権について、債務不履行であると考え、減損処理をしております。

リース及びその他の債権、金融事業の貸出金については、原則として、金融資産の資産化（現金化）が約定日以降に遅延（または支払延期要請を含む）した場合に、金融商品の信用リスクが当初認識以降に著しく増大したものと判定しています。ただし、支払遅延または支払延期要請があった場合であっても、その原因が一時的な資金需要によるものであり、債務不履行のリスクが低く、近い将来に契約上のキャッシュ・フローの義務を履行するための十分な能力を有していることが客観的なデータに基づき判断可能な場合には、信用リスクの著しい増大とは判定しておりません。

負債性金融商品である有価証券については、大手格付機関の格付情報などをもとに、債務不履行のリスクが高いと判断した場合には、金融商品の信用リスクが当初認識以降に著しく増大したものと判定しております。

信用リスクでは当社グループのデリバティブ取引の相手先は、信用度の高い金融機関であるため、相手方の契約不履行による信用リスクは、ほとんどないと判断しております。また、当社グループは、余資運用・デリバティブ取引について、信用リスクの発生を未然に防止すべく、各社の社内規程及びこれに付随して細目を定める各規定に基づき、財務・経理担当部門が、当該案件ごとに権限規定に定める決裁権者による稟議決裁を受け、格付の高い金融機関との間でのみ行うこととしております。

(2) 流動性リスク

当社グループは支払手形及び買掛金といった債務の履行が困難になる流動性リスクにさらされております。

当社グループは、主に電気通信事業を行うための設備投資計画等に照らして、必要な資金を銀行借入や社債発行、債権流動化により調達しております。余剰資金が生じた場合は、短期的な預金等で運用しております。

また、営業債務及びその他の債務は、そのほとんどが1年以内の支払期日であります。これらの営業債務などの流動負債は、その決済時において流動性リスクにさらされておりますが、当社グループでは、各社が毎月資金計画を見直すなどの方法により、そのリスクを回避しております。また、当社グループの流動性リスクに対する管理として、毎月資金計画を作成する等の方法により入出金予定を管理し、手許流動性を一定水準に保つことなどにより、常に安定的な資金繰り管理に努めております。

財務・経理担当部門は年度資金計画を作成し、取締役会でこれを承認した後、長期資金の調達を実行しております。また、当社グループは、国内の有力金融機関及び海外の大手金融機関との間で未実行の複数の長期・短期コミットメントライン契約を締結しており、コミットメントベースではない借入枠と併せ、流動性リスクの軽減を図っております。

(3) 市場リスク

市場リスクとして、具体的には(a) 為替リスク、(b) 金利リスク、(c) 資本性金融商品の価格リスクがあり、当社グループの一部の子会社では、バリュー・アット・リスク (VaR) を用いた市場リスク量を日次で把握・管理しています。

VaRの算定にあたっては、ヒストリカル・シミュレーション法（保有期間6ヶ月、信頼区間99%）を採用し、当連結会計年度末日（2021年3月31日）現在で市場リスク量は、全体で3,105百万円です。なお、VaRは過去の相場変動をベースに統計的に算出した一定の発生確率での市場リスク量を計測しており、通常では考えられないほど市場環境が激変する状況下におけるリスクは捕捉できない場合があります。

(a) 為替リスク

当社グループは、当社グループが機能通貨以外の通貨で行った取引から生じる外貨建営業債権等を報告期間末日の為替レートをを用いて、機能通貨に換算替えることに伴う、為替相場の変動リスク（以下「為替リスク」）にさらされております。

当社グループは、海外においても事業活動を行っており、現在、シンガポールや中国等のアジア各国、アメリカ、ヨーロッパ等に出資及び合併会社設立などを通じた国際的な事業展開を行っております。これらの国際的な事業活動を行っている結果として、さまざまな為替リスク・エクスポージャー、主に米ドルに関して生じる為替リスクにさらされております。

当社グループは通貨別月別に把握された為替の変動リスクに対して、先物為替予約を利用してヘッジしております。デリバティブ取引については、当社においては取締役会で承認された社内規則に従って個別案件ごとに実施計画を策定し、職責権限規則の定めによる決裁を経たうえで実施しております。実施・管理体制としては、組織内での取引の執行箇所と管理箇所を分離してチェック機能を働かせております。連結子会社においては、金額（最大リスク額）によって取締役会の決議または社長の決裁を受けております。当社グループは、デリバティブ取引をリスク回避目的のみ利用し、売買益を目的とするような投機的な取引は一切行わない方針であります。

(b) 金利リスク

金利リスクは、市場金利の変動により、金融商品の公正価値もしくは金融商品から生じる将来キャッシュ・フローが変動するリスクとして定義されております。当社グループの金利リスクのエクスポージャーは、主に借入金や社債などの債務及び利付預金などの債権に関連しております。利息の金額は市場金利の変動に影響を受けるため、当社グループは、利息の将来キャッシュ・フローが変動する金利リスクにさらされております。

当社グループは、主に金利の上昇による将来の利息の支払額の増加を抑えるために、社債を固定金利で発行することにより資金調達を行っております。

また、一部の連結子会社は、借入金に係る支払金利の変動リスクを抑制するために、金利スワップ取引を利用し、キャッシュ・フローの安定化を図っております。

(c) 資本性金融商品の価格リスク

資本性金融商品の価格リスクは、市場価格の変動（金利リスクまたは為替リスクにより生じる変動を除く）により金融商品の公正価値または将来キャッシュ・フローが変動するリスクであります。当社グループは、資本性金融商品を保有しているため、これらの価格変動リスクにさらされております。

これらの資本性金融商品から生じる価格リスクを管理するため、本社財務・経理担当部門は当該資本性金融商品への投資に関する方針を文書化し、当社グループ全体におきまして遵守しております。また、投資案件に係る重要事項については、適時に取締役会への報告と承認を行うことが義務付けられております。また、当社グループは保有する当該資本性金融商品を管理することを目的として、定期的に時価や発行体（取引先企業）の財務状況等を把握し、また、市況や取引先企業との関係を勘案して保有状況を継続的に見直しております。

2. 金融商品の公正価値に関する事項

(1) 金融商品の帳簿価額及び公正価値

金融商品の帳簿価額及び公正価値は、以下のとおりであります。

1) 公正価値で測定される金融商品

		(単位：百万円)		
		帳簿価額	公正価値	差額
金融資産：				
その他の金融資産				
その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産				
株式		177, 224	177, 224	—
金融事業の有価証券		276, 065	276, 065	—
純損益を通じて公正価値で測定する金融資産				
金融事業の貸出金		106	106	—
デリバティブ				
為替予約		1, 027	1, 027	—
為替スワップ		2, 755	2, 755	—
金利スワップ		467	467	—
投資信託		1, 202	1, 202	—
合計		458, 846	458, 846	—
金融負債：				
その他の金融負債				
純損益を通じて公正価値で測定する金融負債				
デリバティブ				
為替スワップ		1, 164	1, 164	—
金利スワップ		4, 075	4, 075	—
合計		5, 239	5, 239	—

2) 償却原価で測定される金融商品

		(単位：百万円)		
		帳簿価額	公正価値	差額
金融資産：				
金融事業の貸出金		1, 382, 305	1, 372, 083	△10, 222
その他の金融資産				
買入金銭債権		16, 881	16, 574	△306
合計		1, 399, 186	1, 388, 658	△10, 528
金融負債：				
借入金及び社債				
借入金		815, 655	821, 554	5, 899
社債		329, 384	331, 120	1, 736
金融事業の預金		1, 850, 090	1, 851, 319	1, 229
合計		2, 995, 128	3, 003, 993	8, 864

(注) 1. 金融事業の貸出金は、1年返済（償還）予定の残高を含んでおります。

(注) 2. 借入金、社債は、1年内返済（償還）予定の残高を含んでおります。

(注) 3. 公正価値と帳簿価額とが近似している金融資産、金融負債は、上表には含めておりません。

(2) 公正価値の測定方法

1) 公正価値で測定する金融商品

① 株式

上場株式については、取引所の価格によっております。

非上場株式については、割引将来キャッシュ・フローに基づく評価技法、類似会社の市場価格に基づく評価技法、純資産価値に基づく評価技法、その他の評価技法を用いて算定しております。非上場株式の公正価値測定にあたっては、割引率、評価倍率等の観察可能でないインプットを利用しており、必要に応じて一定の非流動性ディスカウント、非支配持分ディスカウントを加味しております。

② 金融事業の有価証券

金融事業の有価証券の公正価値は、活発な市場における取引所の価格が入手できる場合には、その取引所の価格によっております。活発な市場における取引所の価格が入手できない場合には、主にブローカーによる提示相場等、利用可能な情報に基づく取引価格を使用して測定している他、リスクフリーレートや信用スプレッドを加味した割引率のインプットを用いて、割引将来キャッシュ・フローに基づく評価技法で測定しております。

③ 金融事業の貸出金

金融事業の貸出金の公正価値は、将来のキャッシュ・フローを満期までの期間及び信用リスクを加味した利率により割引いた現在価値によって算定しております。

④ デリバティブ

(a) 為替予約

外国為替先物予約の公正価値は、期末日現在の先物為替レートを用いて算定した価値を現在価値に割引くことにより算定しております。

(b) 為替スワップ

為替スワップの公正価値は、期末日現在の先物為替レートを用いて算定した価値を現在価値に割引くことにより算定しております。

(c) 金利スワップ

金利スワップの公正価値は、将来キャッシュ・フローを満期日までの期間及び信用リスクを加味した利率で割引いた現在価値により算定しております。

⑤ 投資信託

投資信託については、マーケット・アプローチに基づき、活発でない市場における同一資産の市場価格によっております。

2) 償却原価で測定する金融商品

① 金融事業の貸出金

金融事業の貸出金の公正価値は、将来のキャッシュ・フローを満期までの期間及び信用リスクを加味した利率により割引いた現在価値によって算定しております。

② 買入金銭債権

買入金銭債権については、マーケット・アプローチに基づき、活発でない市場における同一資産の市場価格、あるいは将来のキャッシュ・フローを満期までの期間及び信用リスクを加味した利率により割引いた現在価値によって算定しております。

③ 借入金

変動金利による借入金は、短期間で市場金利を反映しており、また、グループ企業の信用状態に借入後、大きな変動はないと考えられることから、帳簿価額を公正価値とみなしております。固定金利による借入金は、元利金の合計額を当該借入金の残存期間及び信用リスクを加味した利率で割引く方法により、公正価値を算定しております。

④ 社債

社債の公正価値は、市場価格のあるものは市場価格に基づき、市場価格のないものは元利金の合計額を当該社債の残存期間及び信用リスクを加味した利率で割引く方法により算定しております。

⑤ 金融事業の預金

要求払預金については、決算日に要求された場合の支払額（帳簿価額）を時価とみなしております。また、定期預金の時価は、一定の期間ごとに区分して、将来のキャッシュ・フローを割引いて現在価値を算定しております。この割引率は、新規に預金を受け入れる際に使用する利率を用いております。なお、区分経理を行っている定期預金の約定元利金は、区分経理後のものとしております。

(1株当たり情報に関する注記)

1. 1株当たり親会社所有者帰属持分	2, 091円82銭
2. 基本的1株当たり当期利益	284円16銭

(注) 1株当たり情報の算定において、役員報酬BIP信託口及び株式付ESOP信託口が所有する当社株式を自己株式として処理していることから、期末株式数及び期中平均株式数から当該株式数を控除しております。

（重要な後発事象に関する注記）

該当事項はありません。

（その他の注記）

該当事項はありません。

個 別 注 記 表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

子会社株式及び関連会社株式

移動平均法による原価法

その他の有価証券

時価のあるもの

期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

時価のないもの

移動平均法による原価法

(2) たな卸資産の評価基準及び評価方法

貯 蔵 品

移動平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

2. 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産（リース資産を除く）

機械設備

主として定率法

機械設備を除く有形固定資産

定額法

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

機械設備

9年

空中線設備、建物、市内線路設備、工具器具及び備品、構築物、市外線路設備

10年～38年

無形固定資産

定額法

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年～10年）に基づく定額法によっております。

リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法

長期前払費用

定額法

3. 引当金の計上基準

貸倒引当金

債権等の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当事業年度末において発生していると認められる額を計上しております。

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（14年以内）による定額法により費用処理しております。

数理計算上の差異は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（14年以内）による定額法により翌事業年度から費用処理しております。

ポイント引当金

将来の「au ポイントプログラム」等一部のポイントサービスの利用による費用負担に備えるため、利用実績率に基づき翌事業年度以降に利用されると見込まれるポイントに対する所要額を計上しております。

完成工事補償引当金

引渡しを完了した海底ケーブル建設工事に係る瑕疵担保の費用に備えるため、保証期間の無償補償見積額に基づき計上しております。

役員株式報酬引当金

取締役・執行役員・理事に対する当社株式等の給付に備えるため、当事業年度末における株式給付債務の見込額に基づき計上しております。

従業員株式報酬引当金

管理職社員に対する当社株式等の給付に備えるため、当事業年度末における株式給付債務の見込額に基づき計上しております。

賞与引当金

従業員に対し支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額基準により計上しております。

役員賞与引当金

役員に対し支給する役員賞与の支出に充てるため、支給見込額により計上しております。

契約損失引当金

将来の契約履行に伴い発生する可能性のある損失に備えるため、損失の見込額を計上しております。

災害による損失引当金

2019年度及び2020年度に発生した台風等による被害を受けた資産の復旧等に要する見積額を計上しております。

4. その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

(1) 繰延資産の処理方法

社債発行費

支出時に全額費用処理しております。

(2) 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によって処理しております。

なお、資産に係る控除対象外消費税等は、発生事業年度の期間費用としております。

(表示方法の変更に関する注記)

「会計上の見積りに関する会計基準」(企業会計基準第31号 2020年3月31日)を当事業年度より適用し、(会計上の見積りに関する注記)を開示しております。

(会計上の見積りに関する注記)

関係会社株式

(1) 当事業年度の財務諸表に計上した金額は、1,172,273百万円であります。

(2) その他の情報

時価を把握することが極めて困難と認められる関係会社株式は、取得価額と実質価額とを比較し、関係会社株式の発行会社の財政状態の悪化により株式の実質価額が50%程度以上低下した場合に、実質価額が著しく低下したと判断し、概ね5年以内の回復可能性が十分な証拠によって裏付けられる場合を除き関係会社株式評価損を計上しております。

実質価額に超過収益力を加味する場合には、将来の事業環境について合理的に予測可能な範囲で最善の見積りを行い、経営者によって承認された事業計画に基づき、超過収益力の減少に基づく実質価額の著しい低下の有無を判断しております。なお、当社は、実質価額を将来キャッシュ・フローを現在価値に割引いて算出しており、異なるタイプの収益予想とそれに対する売上原価、販売費及び一般管理費等のコストの変動予想に基づいた事業計画、成長率、及び税引前割引率を、重要な指標として使用しております。

実質価額の算定に使用した主要な仮定が変更された場合に関係会社株式評価損が発生するリスクがありますが、当社において、事業計画、成長率及び割引率が合理的な範囲で変化したとしても、重要な関係会社株式評価損が発生する可能性は低いと判断しております。

(貸借対照表に関する注記)

1. 担保に供している資産

担保に供している資産は次のとおりであります。

関係会社株式 768百万円

(注) 持分法適用関連会社である鹿児島メガソーラー発電株式会社の当事業年度末における金融機関借入金残高12,628百万円に対して、同社株式を担保に供しております。

2. 偶発債務

事業所等賃借契約等に対する保証 3,347百万円

3. 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務

長期金銭債権 28,079百万円

短期金銭債権 326,362百万円

長期金銭債務 130百万円

短期金銭債務 365,633百万円

4. 固定資産の圧縮記帳額

工事負担金等による圧縮記帳累計額 14,974百万円

5. 貸出極度額の総額及び貸出実行残高

当社は、グループ内の効率的な資金調達及び運用を行うため、関係会社との間で資金支援及び余資預りを行っております。当該業務における貸出極度額の総額及び貸出実行残高は次のとおりであります。

貸出極度額の総額 276,235百万円

貸出実行残高 106,664百万円

未実行残高 169,570百万円

なお、上記業務は、関係会社の財政状態と資金繰りを勘案し実行しております。

(損益計算書に関する注記)

1. 関係会社との取引高	
関係会社に対する営業収益	343,816百万円
関係会社に対する営業費用	544,771百万円
関係会社に対する営業取引以外の取引高	89,102百万円

2. 減損損失	2,157百万円
---------	----------

当事業年度において、当社は主として以下の資産及び資産グループについて減損損失を計上しております。

当社は、減損損失の算定にあたって、他の資産または資産グループのキャッシュ・フローから概ね独立したキャッシュ・フローを生み出す最小の単位によって資産のグルーピングを行っております。

(単位：百万円)			
場所	用途	種類	減損損失
通信設備、遊休資産等 (東京他)	主として電気通信事業用	市内線路設備等	2,157

当事業年度において、通信設備の一部を含む稼働率が低下している資産及び遊休資産等については、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失 2,157百万円として特別損失に計上しております。その内訳は、市内線路設備 326百万円、その他 1,831百万円であります。

なお、当資産グループの回収可能価額は正味売却価額により測定しております。時価の算定は売却見込額等によっており、売却や他への転用が困難な資産は0円としております。

(株主資本等変動計算書に関する注記)

1. 発行済株式及び自己株式に関する事項

(単位：株)

	当事業年度 期首株式数	当事業年度 増加株式数	当事業年度 減少株式数	当事業年度末 株式数
発行済株式				
普通株式	2,355,373,600	—	51,194,050	2,304,179,550
合計	2,355,373,600	—	51,194,050	2,304,179,550
自己株式				
普通株式	55,464,960	42,968,889	69,651,596	28,782,253
合計	55,464,960	42,968,889	69,651,596	28,782,253

(変動事由の概要)

1. 発行済株式の普通株式数の減少 51,194,050株は、自己株式の消却（消却日：2020年5月22日）によるものであります。
2. 自己株式の普通株式数の増加 42,968,889株は、2020年10月30日開催の取締役会決議に基づく自己株式の取得 42,968,800株、単元未満株式の買取り 89株によるものであります。
3. 自己株式の普通株式数の減少 69,651,596株は、自己株式の消却（消却日：2020年5月22日）によるもの 51,194,050株、第三者割当て（実施日：2021年1月29日）によるもの18,301,600株、役員報酬BIP信託及び株式付与ESOP信託による株式交付等によるもの 155,946株であります。
4. 自己株式の普通株式数には、役員報酬BIP信託口及び株式付与ESOP信託口が所有する当社株式 4,114,964株を含めて表示しております。

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額（百万円）	1株当たり配当額（円）	基準日	効力発生日
2020年6月17日 定時株主総会	普通株式	138,251	60	2020年3月31日	2020年6月18日
2020年10月30日 取締役会	普通株式	138,251	60	2020年9月30日	2020年12月2日
計		276,502			

- (注) 1. 2020年6月17日定時株主総会決議による配当金の総額には、役員報酬BIP信託口及び株式付与ESOP信託口が所有する当社株式に対する配当金 256百万円を含めております。
2. 2020年10月30日取締役会決議による配当金の総額には、役員報酬BIP信託口及び株式付与ESOP信託口が所有する当社株式に対する配当金 247百万円を含めております。

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期となるもの

2021年6月23日開催の定時株主総会の議案として、普通株式の配当に関する事項を次のとおり提案予定としております。

- ① 配当金の総額 136,771百万円
- ② 1株当たり配当額 60円
- ③ 基準日 2021年3月31日
- ④ 効力発生日 2021年6月24日

- (注) 1. 配当原資については、利益剰余金とすることを予定しております。
2. 配当金の総額には、役員報酬BIP信託口及び株式付与ESOP信託口が保有する当社株式に対する配当金 247百万円を含めております。

(税効果会計に関する注記)

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

(単位：百万円)

繰延税金資産	賞与引当金	5,903
	貸倒引当金繰入超過額	9,166
	ポイント引当額	15,717
	未払費用否認額	2,661
	減価償却費超過額	38,563
	資産除去債務	18,912
	固定資産除却損否認額	1,142
	棚卸資産評価損否認額	2,517
	未払事業税	8,531
	減損損失否認額	13,814
	前受金否認額	2,119
	関係会社株式評価損	20,982
	その他	12,858
繰延税金資産合計		152,884
繰延税金負債	退職給付引当金	△6,155
	特別償却準備金	—
	その他有価証券評価差額金	△16,050
	資産除去債務に対応する除去費用	△2,453
	企業結合における交換利益	△1,455
	その他	△300
繰延税金負債合計		△26,412
繰延税金資産の純額		126,471

(金融商品に関する注記)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、主に電気通信事業を行うための設備投資計画等に照らして、必要な資金を銀行借入や社債発行により調達しております。一時的な余資は安全性の高い金融資産で運用し、また、短期的な必要資金は銀行借入により手当てしております。デリバティブ取引は、実需に伴う取引に限定して実施することを原則とし、売買益を目的とするような投機的な取引は一切行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である売掛金、未収入金は、顧客及び取引先の信用リスクに晒されております。当該リスクに関しては、当社の与信管理基準に則り、相手先ごとの期日管理及び残高管理を行うとともに、信用状況を把握する体制としております。

投資有価証券である株式は、市場価格の変動リスクに晒されておりますが、それらは業務上の関係を有する企業の株式がほとんどであり、定期的に把握された時価が取締役に報告されております。

営業債務である買掛金、未払金、未払費用、未払法人税等は、そのほとんどが1年以内の支払期日であります。これらの営業債務などの流動負債は、その決済時において流動性リスクに晒されますが、当社では、毎月資金繰計画を見直すなどの方法により、そのリスクを回避しております。借入金のうち、短期借入金には主に営業取引に係る資金調達であり、長期借入金は主に設備投資及び投融資に係る資金調達であります。また、借入金に関しては、営業取引に関わる資金を除き、長期借入金（固定金利）で調達しており、適時に資金繰計画を作成・更新することにより管理しております。

(3) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより当該価額が変動することがあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2021年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含まれておりません（（注）2参照）。

	貸借対照表計上額（百万円）	時価（百万円）	差額（百万円）
(1) 現金及び預金	275, 195	275, 195	—
(2) 売掛金	1, 652, 588		
貸倒引当金（※1）	△12, 968		
	1, 639, 620	1, 639, 620	—
(3) 未収入金	150, 248	150, 248	—
(4) 投資有価証券			
その他有価証券	110, 557	110, 557	—
(5) 関係会社短期貸付金（※2）	106, 664	106, 664	—
(6) 関係会社株式	84, 596	183, 780	99, 184
(7) 関係会社長期貸付金（※3）	69, 465	69, 368	△97
資産計	2, 436, 345	2, 535, 432	99, 087
(8) 買掛金	89, 698	89, 698	—
(9) 短期借入金	265, 230	265, 230	—
(10) 未払金	416, 250	416, 250	—
(11) 未払法人税等	143, 841	143, 841	—
(12) 預り金	75, 090	75, 090	—
(13) 社債（※4）	330, 000	331, 120	1, 120
(14) 長期借入金（※4）	382, 000	382, 838	838
負債計	1, 702, 109	1, 704, 066	1, 958

※1. 売掛金に係る貸倒引当金を控除しております。

※2. 1年以内に期限の到来する固定資産に含まれている関係会社長期貸付金を除いております。

※3. 1年以内に期限の到来する固定資産に含まれている関係会社長期貸付金を含めております。

※4. 1年以内に期限到来の固定負債に含まれている社債及び長期借入金を含めております。

（注）1. 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券に関する事項

(1) 現金及び預金、(2) 売掛金、(3) 未収入金、(5) 関係会社短期貸付金

これらは短期間で決済される性格のものであるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいと言えることから、当該帳簿価額によっております。なお、売掛金については、信用リスクを個別に把握することが極めて困難なため、貸倒引当金を信用リスクと見做し、時価を算定しております。

(4) 投資有価証券、(6) 関係会社株式

これらの時価について、株式は取引所の価格によっております。

(7) 関係会社長期貸付金

元利金の合計額を同様の新規貸付を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっております。

(8) 買掛金、(9) 短期借入金、(10) 未払金、(11) 未払法人税等、(12) 預り金

これらは短期間で決済される性格のものであるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいと言えることから、当該帳簿価額によっております。

(13) 社債、(14) 長期借入金

社債時価については、市場価格を基に算定する方法によっております。長期借入金の時価については、元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっております。但し、変動金利による長期借入金については、金利が一定期間ごとに更改される条件となっているため、時価は帳簿価額にほぼ等しいと言えることから、当該帳簿価額によっております。

(注) 2. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

区分	貸借対照表計上額（百万円）
投資有価証券 非上場株式等	52,555
関係会社株式 非上場株式等	1,087,676
関係会社出資金	5,742

これらについては、市場価格等がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから上表には含めておりません。

(持分法損益に関する注記)

関連会社に対する投資の金額	96,338百万円
持分法を適用した場合の投資の金額	233,921百万円
持分法を適用した場合の投資利益の金額	4,884百万円

(注) 上記、持分法を適用した場合の投資の金額及び持分法を適用した場合の投資利益の金額は、会社計算規則第120条の規定に基づき、指定国際会計基準に準拠したものです。

(関連当事者との取引に関する注記)

子会社及び関連会社等

(単位：百万円)

種類	会社等の 名称または氏名	所在地	資本金または 出資金	事業の内容 または職業	議決権等の 所有（被所有）割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
子会社	中部テレコム コミュニケーション株式 会社	愛知県 名古屋市	38,816	中部地方における電気 通 信 事 業 (固定通信 サービス)	所有 直接80.5%	資金の援助 役員の兼任	資金の借入 (注1) 利息の支払	16,597 82	関係会社 長期借入金 関係会社 短期借入金 未払金	— 73,970 —
子会社	auフィナン シャルサー ビス株式会 社	東京都港区	22,370	クレジット カ ー ド 事 業、決 済 代 行事業	所有 間接98.5%	資金の援助 役員の兼任	決済代行業の 委託 (注2)	— (注2)	未収入金	68,032

取引条件及び取引条件の決定方針等

- (注1) 資金の貸付・借入については、資金需要の性格に合わせて期間設定し、貸付利率は市場金利を勘案して貸付・借入期間に対応する利率を合理的に決定しております。また、グループ内の効率的な資金運営を目的として行っているため、担保の提供等は受けておりません。なお、資金の貸付・借入の取引金額は当期首残高からの増減額を表示しております。
- (注2) 未収入金に関する取引については、エンドユーザーに対する売上であり、同社に対するものではありませんので、取引金額は記載しておりません。

(1株当たり情報に関する注記)

- 1株当たり純資産額 1,784円64銭
- 1株当たり当期純利益 252円38銭

(注) 1株当たり情報の算定において、役員報酬BIP信託口及び株式付ESOP信託口（以下、信託）が所有する当社株式を自己株式として処理していることから、期末株式数及び期中平均株式数から当該株式数を控除しております。なお、当事業年度において信託が所有する期末自己株式数及び期中平均株式数は、4,114,964株、4,144,384株であります。

(連結配当規制適用会社に関する注記)

当社は連結配当規制の適用会社であります。

(その他の注記)

企業結合等に関する注記

当社は、2020年5月14日開催の取締役会において、当社を承継会社、UQコミュニケーションズ株式会社を分割会社とする吸収分割により、UQ mobile事業を当社へ承継することを決議し、2020年10月1日に会社分割を行っております。

1. 事業承継の概要

(1) 分割会社の名称

UQコミュニケーションズ株式会社

(2) 承継した事業の内容

UQ mobile事業

(3) 会社分割を行った主な理由

グループ経営資源の集約による営業体制、サービス競争力の強化並びに事業構造の効率化を図り、市場環境やお客さまニーズに即した機動的なサービスの提供を行うためであります。

(4) 事業承継日

2020年10月1日

2. 取得価額及び決済方法

(1) 取得価額

35,500百万円

(2) 決済方法

取得価額を現金にて支払

3. 企業結合時点での資産・負債の公正価値、のれん

項目	金額 (百万円)
取得対価	35,500
固定資産	6,800
流動資産	34,850
取得資産合計	41,650
固定負債	—
流動負債	21,316
引受負債合計	21,316
のれん	15,165

(注) 記載金額は、百万円未満を四捨五入して表示しております。